〇交通死亡事故につき一審の実刑判決が破棄されて執行猶予が言い渡された事例

平成13年12月4日 仙台高等裁判所 平成13年(う)第89号 判決 業務上過失致死被告事件

(原審 山形地方裁判所平成12年(わ)第278号・平成13年4月27日 判決)

文

原判決を破棄する。

被告人を禁錮1年2か月に処する。

この裁判確定の日から3年間その刑の執行を猶予する。

玾 由

本件控訴の趣意は,弁護人柿崎喜世樹が提出した控訴趣意書に記載のと おりであるから,これを引用する。

量刑不当の主張であり、要するに、本件被害者において、 控訴の趣意は、 交通量の多い市街地の交差点であり、被告人運転の車両が相当手前から右折の合図をしているのを認識できたにもかかわらず、時速40キロメート ルの制限速度を超える時速50キロメートルで交差点に進入し,減速や制 動等衝突を回避する措置を講じなかったもので,被害者にも道路交通法3 6条4項の安全運転義務違反の過失があること、 被害者は、被告人運転の 車両と衝突後、その運転する自動二輪車から投げ出され、信号機の鉄柱にその頭部を衝突させて、脳挫傷により死亡したものと考えられ、死亡という重大な結果は偶然の不運によるところが大きいこと、被告人は、本件事故を起こしたことを深く反省し、何度も被害者の実家に赴いて両親等に謝 罪し,毎日祝詞をあげて被害者の冥福を祈るなど誠意を尽くしており, 害者の遺族が厳しい処罰感情を有していることについても,その心情を察 して真摯に受け止めていること、被告人運転の車両には任意保険が付いて おり、示談交渉中で、今後成立すれば賠償金が支払われること、本件事故は飲酒運転やひき逃げのような悪質な事案ではなく、被告人には前科前歴 はなく、これまでまじめに生活してきたものであり、6歳の子供を一人で養育しており、仮に実刑となれば、子供の養育に深刻な影響を及ぼすこと 6歳の子供を一人で となることなどを考慮すると、被告人を禁錮8か月の実刑に処した原判決 の量刑は重すぎて不当であり、刑の執行猶予が言い渡されるべきである。 というのである。

- 記録を調査し、 当審における事実取調べの結果も併せて検討する。
- 本件は、平成12年7月23日午後零時45分ころ、山形市内の中心市 街地にある信号機の設置された十字路交差点において、 普通乗用自動車を 運転していた被告人が(以下、被告人運転の車両を「被告人車」という。), 青色信号に従って右折する際、対向車線を直進してくる被害者運転の自動 「被害車両」という。)を認めたにもかかわらず、 輪車(以下. に対する安全を確認しその通過を待って右折進行すべき義務を怠って、 害車両が通過する前に右折を完了できるものと速断して,そのまま右折進 行した過失により,自車右前部を進行してきた被害車両に衝突させ,それ によって被害者を路上の信号機の支柱に激突させて、間もなく脳挫傷等の傷害により死亡させた、という業務上過失致死の事案である。
  - 所論は、被告人に過失があったことは認めるものの、交差点を直進する 車両も、道路交通法36条4項に規定するとおり、交差点に進入しあるい は交差点を通行するときには安全な速度と方法で通行すべきであるから 本件被害者は、制限速度を超える速度で進行して、減速をせずあるいは制 動の措置を取らず,また的確なハンドル操作を行わなかったもので,本件 衝突について過失がある、と主張する。 そこで、所論を踏まえ検討する。

  - 本件事故現場及び事故発生の状況は,次のとおりと認められる。 本件事故現場は,山形市内の中心市街地にある車道部分の幅員が約7 ないし8メートルの道路が交差する信号機の設置された十字路交差点( 以下、単に「交差点」という。)であり、被告人車は、車道部分の幅員 約8.7メートルの西進道路を右折するためセンターライン寄りを進行 し、被害車両は、車道部分の幅員が約9.2メートルの東進道路を直進

するため進行していたものであり、交差点付近での最高速度は時速40 キロメートルと指定されている。

被告人は,交差点の対面信号が青色であることを確認し,右折するた め、交差点の手前20数メートル付近で右折の合図を出し、時速約15 キロメートルに減速しながらセンターライン寄りを進行し、 前約8.9メートルに設けられた停止線付近で、前方約51.9メート ル付近に対向直進してくる被害車両を認めた。しかし、被告人は、被害車両が交差点に進入する前に、その進路を妨げることなく右折を完了できるものと考えて、交差点中心付近まで進行せず、交差点入口の横断歩 きるものと考えて、交差点中心付近まで進行せず、 交差点入口の横断歩 道付近から内回りの方法でもって,上記速度で右折を開始したところ, 被害車両が前方約20. 9メートルの交差点進入直前にまで進行して来 ているのに気付き,衝突の危険を感じて急制動を掛けたが,それから約 5メートル進行し,右折方向の道路上に設けられた横断歩道に達す る手前の交差点内の地点で、被告人車の右前部角付近と被害車両の前部から右側面にかけてが強く擦過する状況で衝突した。被害車両は、その まま進行して歩道の角部分に設けられた縁石に擦過するように衝突し 更に転倒しながら右方向に滑走して,衝突地点から約32.5メートル 遠方の道路上で停止した。被害車両の衝突時の速度は、衝突地点から停 止までの転倒状態での上記滑走距離から、時速約50キロメートル程度 と推定された。

- 道路交通法37条は,交差点において右折車両は直進車の通行を妨げ てはならないと定めているのであるから,右折車両としては,直進車に 制動や進路変更を余儀なくさせることのないよう右折を控えるべき義務 を負うといえるのであり,直進車としては,右折車両が右折を開始して すでに自己の進路上に進出しており、そのまま直進すれば衝突する具体的危険が発生している場合はともかく、そうでなければ、右折車両があ るとしても、右折車両が自己の進行を妨げることなく右折を控えるもの と信頼してよく,それ以上に右折車両があるからといって徐行さらには 停止すべき義務まではないものといえる。これを本件で見ると,被告人 は、上記のとおり、交差点に進入する以前の停止線付近で直進車の被害 車両を確認したに過ぎないのであるから,被害車両との距離,その速度, 更には自己がそのまま進行して右折を開始したときの被害車両に対する 進路妨害の恐れなどを考慮して右折を控え,交差点中心付近まで進行し た上被害車両の動向を更に確認すべきであったのに、当初の確認で被害 車両が交差点に進入する前に自己が右折を完了することが可能と速断し て、交差点入口の横断歩道付近から内回りで右折を開始したものであっ 被告人に被害車両の進路を妨害するような右折を控えるべき義務違 反の過失があったことは明らかである。一方、被害者としては、自己が 交差点に接近しつつあったところ、被告人車は右折の合図をしていたも ののまだ右折を開始しておらず、自己が交差点に進入する直前で始めて 自己が交差点に進入する直前で始めて, 右折してきた被告人車が自己の進路上に進出してきたにすぎない(これ は,急制動をした被告人車がなお進行して衝突した地点が,被害車両の 進路上に当たり, しかも, 上記のとおり, 被告人車の右前部角付近が被害車両の右側面に擦過するように衝突していることからも, 裏付けられる。)のであるから, 自己が交差点に進入し通過する前に,被告人車が横 断歩道付近から内回りの方法で右折を開始し,その進路上に進出してく ることまで予想すべきであったとはいえず、被告人車が当然一旦停止し て右折を控えるものと信頼してよいものといえる。被害車両に急制動を 取った痕跡が見られないのは、まさに被告人車が自己の進路に進出して くることはないものと信じたがためであり、それに反して、被告人車が 右折をして進路上に進出してきたため、急制動やハンドル操作をする暇 もなく、衝突したものと推認できる。したがって、被害者が、右折しよ うとした被告人車に気付きながら、減速徐行さらには停止しなかったと しても、それが義務違反の過失に当たるとはいえない。
- (3) 所論は、道路交通法36条4項によれば、交差点を通行しようとする 車両は、交差点の状況に応じ、右折車両に特に注意し、かつ、できる限 り安全な速度と方法で通行しなければならないのであるから、本件被害 者においても、交差点に進入するに当たり制限速度を守らなかった点で、

4 事実関係については上記のとおりと認定できるのであるが、それを前提 に、被告人に対する量刑について検討する。

本件において、被告人は、交差点で右折するに当たり、対向直進してくる被害車両を前方に確認しながら、被害車両との距離、その速度等を速い内でから、被害車両となく、その通過前に自己が右折を完了できるととなり、内回りの方法で右折を開始したのであって、その過失によって引き起こされた結果は、重大であり、大でありにて、その過失によって引き起こされた結果は、重大であり、大でありにではかない。被害者は、21歳と若く前途ある青年であり、大でありにではかない。被害者は、21歳と若く前途ある青年であり、大でありに、大では郷に戻り、久しぶりに愛車を駆って自己の通過を持つってくれるのに、進行したにもかかわらず、進出していた自己のといれるのに、大きな期待を持ち将来を楽しみにしていた息子、第の命尽はないほどのものといえる。

ところで、原判決は被告人に対して禁錮8か月の実刑を科しているのであるが、その量刑の理由について判示していないところ、交通事故に関する事件に対するこれまでの多くの裁判例と比較して、致死の結果を伴う交通事故に対して必ずしも実刑が科せられているわけではないので、原判決の量刑はかなり重い範疇に入るといえるのであるが、それにもかかわら所判決がその量刑の理由について何ら説明していないのは、やはり説得性に欠けるといわねばならない。しかし、その点は措くとしても、原判決が実刑に処した理由について推測すると、一つには、被告人の過失それ自体が非常に重いと判断したこと、もう一つには、被害者遺族の被害感情が非常に強いことが考えられるのである。そこで、改めてこの点について検討することとする。

本件での被告人の過失は、上記のとおり、右折に当たっては対向直進車両との安全性について慎重に判断すべきものを、被害車両を確認した時点で自己が先に右折できるものと速断したことにあるが、その過失は、例えば、交差点の信号を見過ごしたり、直進車両に全く注意を払わなかったといった、右折車両の運転手としての基本的な注意義務を怠ること甚だいものではなく、また、悪質な交通事故の防止のため最近刑法改正がなされて重罰化が図られた、飲酒運転や高速度運転等それ自体危険な運転による類型に属するものではなく、これまで執行猶予が付される例も少なによい単純な過失の類型に属するのであって、本件での過失をもって直ちに実刑に値するとはいえないのであり、原判決の量刑は過失の態様、程度からて重いといわざるを得ない。

次に被害者遺族の被害感情の点について検討すると、原審で被害者遺族の各供述調書が取り調べられて、その証人尋問も行われ、更に当審でも、 遺族の上申書等が取り調べられ、その心情等に関する意見陳述も行われて、 本件審理において遺族の被害感情については十分にそれを知る機会が持た O条ただし書により、被告事件について更に次のとおり判決する。 原判決が認定した事実に原判決と同一の法令を適用し(刑種の選択を含む。)、上記の理由により、その所定刑期の範囲内で被告人を禁錮1年2か月に処するとともに、刑法25条1項を適用してこの裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予することとし、当審における訴訟費用を被告人に負担させないことについて刑訴法181条1項ただし書を適用して、主文のとおり判決する。

平成13年12月4日

仙台高等裁判所第1刑事部

 裁判長裁判官
 松
 浦
 繁

 裁判官
 卯
 木
 誠

 裁判官
 春
 名
 郁
 子